

会議録（平成30年度第4回愛知県事業評価監視委員会）

1 日 時 平成30年11月30日（金） 午後1時30分～午後4時20分

2 場 所 愛知県自治センター 6階 第602会議室

3 出席者

（委員）魚住委員、大橋委員、千家委員、中村委員、水谷委員、吉永委員
（県建設部）鎌田建設部技監、公園緑地課長、下水道課長、河川課長、
建設企画課主幹、道路建設課主幹、港湾課主幹 他
（県農林水産部）農林検査課 他

4 会議次第

（1）開会

（2）議事

①平成30年度 事業評価監視委員会の予定（変更）について

②第5回委員会 審議対象事業の抽出について

③第3回委員会 会議録の確認について

④第3回委員会 修正評価書の確認について

⑤対象事業の審議について

【再評価】河川事業 1事業、都市公園事業 2事業、
下水道事業 3事業

【事後評価】港湾事業 1事業

（3）閉会

1 平成30年度事業評価監視委員会の予定（変更）について

事務局より変更箇所及び理由について説明。

[結論] 変更について了承する。

2 第5回委員会 審議対象事業の抽出について

事務局より審議対象事業について説明後、抽出委員が抽出案を提案。

[抽出委員]

第5回の対象事業は、「事前評価」が道路事業3件、農業農村整備事業4件、「再評価」が道路事業2件、「事後評価」が街路事業5件の合計14件である。

資料2の最後に添付されている「平成30年度 審議対象とする事業及び抽出方法等について」において、事前評価を再評価及び事後評価に優先して抽出すること、また、1開催日に同じ細事業種の事業が複数ある場合は、一括審議することも可能とすること、が第1回委員会で確認されている。

それらをふまえて、事前評価については、1番の「一般国道247号（碧南拡幅）」・2番の「主要地方道名古屋津島線（莪原工区）」・3番の「一般県道蒲郡碧南線」は、同じ道路事業であるため、一括審議として抽出する。次に、4番の「農業農村整備事業（経営体育成基盤整備事業）中根新田地区」と5番の「農業農村整備事業（農地環境整備事業）下山地区」については、細事業名は異なるものの、事業内容は、ともに用排水路の整備による生産基盤の向上等を図ることであることから一括審議として抽出する。また、6番の「農業農村整備事業（かんがい排水事業）明治用水西井筋地区」と7番の「農業農村整備事業（水質保全対策事業）新光堂川用水地区」においても、細事業名が異なるものの、事業内容は同じ用水管路の付替事業であることから一括審議として抽出する。

再評価については、1番の「道路事業一般県道日進瀬戸線（名古屋瀬戸道路）」が、事業費が960億円であり大規模事業であること、また前回評価時から進捗があまり図られていないことから抽出する。また、2番の「道路事業一般県道豊川蒲郡線」は、これまでの委員会で審議されていないことから抽出する。

事後評価において、過去の委員会において、2番だけが未審議であることから、2番の「街路事業（北尾張中央道）」を抽出する。また、5番の「街路事業（連続立体交差事業）（名古屋鉄道常滑線・河和線）」の事業内容が、1番から4番と異なり、連続立体交差事業であること、また事業費が約370億円と大規模な事業であることから抽出する。

以上、事前評価から1番と2番と3番を一括審議、4番と5番を一括審議、6番と7番を一括審議、合計一括審議の3件、再評価から1番・2番の2件、事後評価から2番・5番の2件の合計7件を提案する。

[結論] 抽出委員の抽出案を了承する。

3 第3回委員会 会議録の確認について

特に意見なし。

[結論] 会議録について了承する。

4 第3回委員会 修正評価書の確認について

- ① 交通安全対策事業（歩道及び自転車歩行者道整備事業）：一般国道151号
事務局から、修正箇所を説明。

特に意見なし。

[結論] 修正評価書について了承する。

- ② 交通安全対策事業（歩道及び自転車歩行者道整備事業）：
主要地方道名古屋津島線
事務局から、修正箇所を説明。

特に意見なし。

[結論] 修正評価書について了承する。

- ③ 道路事業：一般県道 境政成新田蟹江線（中原・境工区）
④ 道路事業：一般国道247号（常滑～美浜バイパス）
⑤ 道路事業：主張地方道豊橋渥美線
道路建設課から、修正箇所を説明。

特に意見なし。

[結論] 修正評価書について了承する。

5 対象事業の審議

【再評価】

- ①河川事業 一級河川庄内川水系庄内川上流圏域の審議

河川課から説明。

[委員] 再評価調書 P.1 の事業概要において、2ヶ所事業規模が6河川14区間と記載されているが、7河川14区間の誤りではないか。

[県] 訂正する。

[委員] 本事業は平成54年度の事業完了を見込んでおり、長期の事業となる。その際に、今後人口減少が進むことが推測されており、社会環境も雨の降り方も大きく変わってきていることから、再評価調書 P.7 にある費用対効果の算出方法に用いている平成17年4月の国土交通省河川局が出されたマニュアルについて、改訂がある場合は費用対効果の算出方法に影響してくるが、マニュアルの改訂はあるか。また、そうした影響は加味しないか。

[県] マニュアルの改訂は行われていない。また、社会環境の変化については、公の指標をすでに反映しているが、雨の降り方については、国において新たな委員会が設置され、どのように対応するかは検討されていると聞いている。

[委員] 事業進捗率について、計画に対して実績が上回っているのはなぜか。

[県] 計画事業費は、30年間の全体事業費を事業評価期間5年に平準化した値であり、その値を投資額が上回ったもの。この期間の投資額が伸びた理由としては、地蔵川で新たに国の補助事業に採択され、集中投資したことによる。

[委員] 事業進捗率について、事業費だけではなく他の定量的な指標で表現できないか。

[県] 河川毎に川幅などの規格が異なるため、延長などの指標となると小規模な河川と大規模な河川で進捗に大きな差が生じる。ここで新たな考えは答えられないため、今後の宿題としたい。

[委員] 再評価調書 P.6 の水位低減効果について、改修済み区間において一部ではあるが計算水位が計画高水位を下回っている部分があるがなぜか。

[県] 一部河道掘削が残っている箇所があるため。「改修済み区間」とした表現が誤りのため、「改修済み区間」を「河道掘削を残し改修済」という文言に

訂正する。

[結論] 一級河川庄内川水系庄内川上流圏域の対応方針(案)を了承する。

都市公園事業に係る費用対効果分析手法について

公園緑地課から説明。

[委員] 便益の算出するにあたり、利用実態による利用者の増減などにより、便益自体が大きく変わることはあるのか。

[県] 国がモデル的な算出式をつくり、一般化した形で便益を算出するため、利用実態には関係なく算出される。

② 都市公園事業 大高緑地の審議

公園緑地課から説明。

[委員] 事業再評価調書(案)において、自然とのふれあいの場、憩いの場及び交流の場の創出及び、レクリエーション・健康づくりの場の創出を事業目標にしているが、事業の必要性の変化の判定理由ではこれらには一切触れられておらず、また、防災に関する目標が示されていないため、事業の必要性以降の記載と内容が一致していない。

[県] 防災上の必要性が最も重要と考えており、それを強調しようとした結果、このような記載になった。しかし、自然とのふれあいの場、憩いの場及び交流の場の創出及び、レクリエーション・健康づくりの場という平常時の必要性も当然必要だと考えているので、あわせて記載したい。

[委員] 事業の効果の変化について、過去の評価時に比べて今回の評価における費用及び便益が大幅に上昇している。便益の算出方法についてどのような変数を使っているのか。

[県] 費用対効果分析マニュアルの変更に伴い、GDPデフレーターによる物価変動分を考慮して実質価格に変換した結果、それぞれ大幅に上昇した。
しかし、それぞれ上昇しているため、結果的には費用対効果は前回の結果に近い値となる。

[委員] 事業の進捗状況において、用地補償費の進捗率が55.7%となっているが、事業着手から50年以上でこの進捗率であったものが、今後5年で残りの用地買収が可能なのか。

[県] この進捗率は事業費ベースで示されており、この公園は地価の低い時代
に買収した土地が多いため、今後の買収単価と比較すると、この様な割合
となる。

面積としては残り少なく、これまでに買収用地交渉を進めてきた結果、
事業にご理解をいただいていると感じており、買収できる見込みがあると
判断している。

[委員] 事業目標には防災の記載が無く、防災上の位置づけも不明瞭な中で必要
と言われても、事業再評価調書（案）として非常に違和感がある。
今後の整備エリアの必要性を説明して欲しい。

[県] 今後の整備エリアの必要性については、平常時においては、現時点でも
駐車場が足りないという問題がある中、公園利用者は年々増加している事
情から、駐車場が必要であると考えている。

また、災害時においては、県地域防災計画における防災活動拠点として
の広場空間が、まだ3.3ha不足している状況であるため、そのための
駐車場整備が必要である。

[委員] 事業の必要性について、ニーズが高いと書いてある。現在利用者が非常
に多く、整備済みの施設についてのニーズや、災害時での防災空地として
のニーズが高いのは理解できるが、今後整備するエリアが無いと面積が足
りず目標が達成できないとは事業再評価調書（案）では理解できる表現に
なっていない。

[県] 事業再評価調書（案）は説明不足であるため、理解できるように修正し
たい。

[委員] 防災活動拠点の面積が足りないという説明の不足が一番の問題である。
防災活動拠点として10ha必要である根拠が事業再評価調書（案）に示
されていない。周辺に代替となる土地も無いのか示していただきたい。そ
のうえで、用地買収の見込みも立っているので、事業の見込みの判定はB
である。という説明をしていただきたい。

また、事業目標については、防災面での必要性を追加して問題はないか。

[県] 長い期間の事業であるため、時代の変化により必要性とともに目標が変化することは問題ない。

[委員] 時代が変化して、事業着手時から現在に至るまでの過程に防災活動拠点の設置が必須となったために、目標が変わった旨を明確に記載すれば理解ができるのではないか。

少なくとも今後5年間は防災のための整備が必要だという姿勢を事業再評価調書（案）に整理してほしい。

[委員] 基本的な方向性は決まったが、事業再評価調書（案）の修正内容を再度確認するため、次回審議へ持ち越すこととする。

[結論] 再審議とする。

③ 都市公園事業 牧野ヶ池緑地の審議

公園緑地課から説明。

[委員] 牧野池のHWLが39.0と書いてあるが、道路側の現況地盤の高さを超えるまで、どの程度の余裕があるのか。

[県] およそ50cmである。整備予定の堤防護岸の余裕高の確保は、波による乗り越えなどを考えて必要となるものである。

[委員] 余裕高は、園路ができるとどの程度となるのか。

[県] ため池の基準から、およそ1.7mが必要である。

[委員] 現在、未取得用地があり事業が進んでいない状態である。今の計画を諦めて、設計を変えるなどの検討を行い、早く完了させるべきではないか。代替案などの検討はしているのか。

[県] 堤防については、池側の地盤が軟弱で補強するなどの案が考えられるが、用地を取得して堤防整備を進めた方が経済的であると考えている。

[委員] 今すでに基準が満たしていないことだが、今後、どうされる予定か。

[県] 池については、東海豪雨時は大丈夫であった。さらに激しい雨が降れば

厳しいが、頻度は少なく、緊喫性はあまりないと考えている。

[委員] 昨今の雨はわからない。ため池の水を抜いて水位を下げるのはどうか。

[県] 貴重な植物も生育している。池の保全活動を行っている団体もあり、水位を下げることの理解を得ることは難しいと考えている。

[委員] 池の管理者は誰か。土地改良区や受益者団体の灌漑用のため池だと、ため池の防災事業となり、都市公園事業ではない。都市公園事業の目的からはずれ農地関係の事業となるのではないか。

[県] 牧野池は、以前はため池である。しかし、下流側の農地が無くなり受益者が居なくなったため、愛知県が都市公園として買収して都市公園の池となった。

[委員] この事業再評価調書（案）での記載内容は、都市公園の整備なので、大規模な雨が降った時に広域避難場所である公園への災害時の避難動線を確保するなど、防災上の理由をしっかりと記載して欲しい。事業目標に防災上の強化と書き加えてほしい

[委員] 広域避難場所である公園への避難路としての必要性を記載して欲しい。この案件は、再評価であり、事業期間が長いので、本来なら代替案などを提示し、その代替案では出来ないことを記述して、修正してほしい。大高緑地とまとめて再審議とする。

[結論] 再審議とする。

下水道事業に係る費用対効果分析手法について

下水道課から説明。

特に意見なし。

下水道事業

④境川流域下水道、⑤五条川左岸流域下水道、⑥衣浦東部流域下水道の審議

下水道課から説明。

[委員] 五条川左岸流域下水道で整備期間が12年と大きく延伸している理由は。

[県] 五条川左岸流域下水道と五条川右岸流域下水道の両事業を実施している犬山市では、財政的に厳しく、事業計画を立てたところ12年の延伸が必要となる。

[委員] 進捗状況の事後評価に準ずるフォローアップの項目で、BODの経年変化のグラフが記載されているが、事業の必要性との関係は。

[県] 公共用水域の水質保全を図ることは事業の目標であり、下水道整備の進捗の結果、河川の水が綺麗になり、下水道事業の必要性を表したものの一つである。

[委員] BODが十分下がってきて、下水道を整備することによって環境効果が出ていることは証明されている。

もう一つの事業目標である生活環境の改善は、ある特定の住民だけが得るものではなく、皆が均等に得るものだから、100%普及させなければいけないということか。

[県] その通りである。

[委員] 下水道整備といったサービスを公平に実施しなければいけないといった観点で見たときに、絶対人口ではなく、計画している全体に対しての割合を示せないか。

[県] 人口普及状況を率でグラフをまとめることは可能である。修正する。

[委員] 今回、3つの事業で評価をしているので、事業単位でまとめるのがわかりやすい。

[県] 了解した。

[結論] 境川流域下水道、五条川左岸流域下水道及び衣浦東部流域下水道の対応方針（案）について了承する。

【事後評価の審議】

① 港湾事業：東幡豆港の審議

港湾課から事業について説明。

[委員] 事業実施による効果は確かにあったと考えるが、船舶の大型化の達成状況を示すグラフによると、平成 17 年頃から現時点までは大型化が進展しているようには見えない。また、現在の大型化は 7 割程度としているが、そこまでは届いていないため、誤解がないような見せ方が必要と考える。

[県] 船舶の大型化の達成状況は、大型化の割合でしか判断できない。事業完了は平成 25 年度だが、事業途中の平成 16 年頃から、5.5mの岸壁が暫定供用しており、その効果が現れている。説明としては、6 割程度とした方が誤解がなかったかもしれない。

[委員] 暫定供用した段階から事業効果が発現していることを説明した方が事業効果の理解が進む。

[委員] 今回、割合で説明されているが、絶対量では示せないのか。

[県] 取扱貨物量としては増えていない。搬出される石材のほとんどは公共事業で使用されており、これまで最も活用された中部国際空港の建設時では、年間 100 万トンの取扱があった。取扱貨物量は、公共事業に大きく左右されるため、現在は、そこまでの取扱量はない。

[結論] 東幡豆港の対応方針（案）について了承する。

以 上